

(2) 利用料の減免制度等

① 災害等の特別の事情があるとき

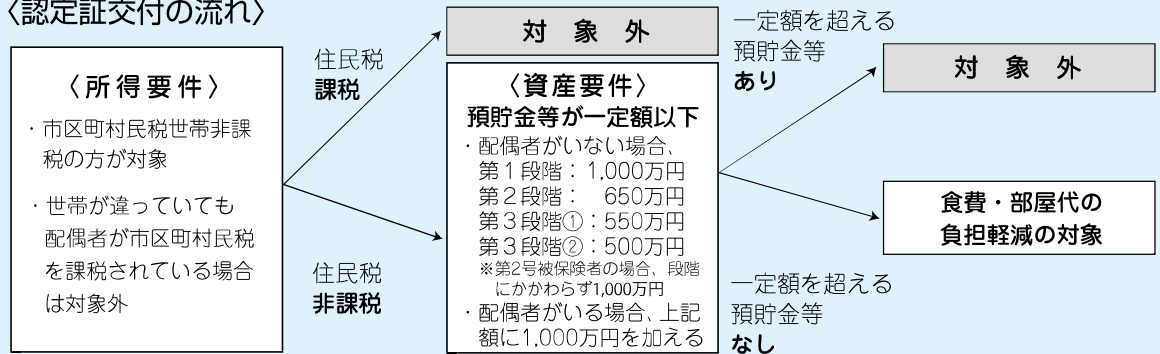
条 件	減免内容
1. 利用者や生計維持者が、災害等で財産に著しい損害を受けたとき	災害損失 利用者負担 0円
2. 生計維持者が、死亡、長期入院、失業等で収入が著しく減少したとき	所得減少 利用者負担 3%

② 食費・居住費の軽減制度

介護保険施設のサービスを利用する際、食費や居住費（部屋代）については、施設と利用者との契約によって決まりますが、収入等が少ない方については負担が重ならないように軽減制度が設けられています（特定入所者介護サービス費）。軽減制度を受けるには区役所・地区健康福祉ステーション介護保険担当窓口へ申請し、「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けることが必要です。介護保険施設に「介護保険負担限度額認定証」を提示することにより食費や居住費（部屋代）が軽減され負担限度額で利用することができます。詳しくは〈利用者負担段階と負担限度額〉を参照ください。

〈対象となる介護サービス〉 ・ 介護老人福祉施設（地域密着型含む） ・ 介護老人保健施設
 ・ 介護療養型医療施設 ・ 介護医療院 ・ 短期入所生活介護（介護予防含む） ・ 短期入所療養介護（介護予防含む）

〈認定証交付の流れ〉



〈利用者負担段階と負担限度額〉

利用者負担段階	対象者	負担限度額（日額）					
		部屋代		食費			
		多床室	個室	施設サービス	短期入所サービス		
第1段階	・ 市区町村民税世帯非課税で老齢福祉年金を受給されていて、預貯金等が一定額以下の方 ・ 生活保護等を受給されている方	多床室	0円	300円	300円		
		従来型個室	（特養等）			320円	
			（老健・療養・医療院等）			490円	
		ユニット型個室の多床室	490円				
		ユニット型個室	820円				
第2段階	・ 市区町村民税世帯非課税でその他の合計所得金額特別控除後と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円以下で、預貯金等が一定額以下の方	多床室	370円	390円	600円		
		従来型個室	（特養等）			420円	
			（老健・療養・医療院等）			490円	
		ユニット型個室の多床室	490円				
		ユニット型個室	820円				
第3段階①	・ 市区町村民税世帯非課税で、その他の合計所得金額特別控除後と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間80万円超120万円以下で、預貯金等が一定額以下の方	多床室	370円	650円	1,000円		
		従来型個室	（特養等）			820円	
			（老健・療養・医療院等）			1,310円	
		ユニット型個室の多床室	1,310円				
		ユニット型個室	1,310円				
第3段階②	・ 市区町村民税世帯非課税でその他の合計所得金額特別控除後と課税年金収入額と非課税年金収入額の合計が年間120万円超で、預貯金等が一定額以下の方	多床室	370円	1,360円	1,300円		
		従来型個室	（特養等）			820円	
			（老健・療養・医療院等）			1,310円	
		ユニット型個室の多床室	1,310円				
		ユニット型個室	1,310円				
第4段階	・ 上記以外の方	負担限度額なし					

食費・居住費の特例減額措置

2人以上の世帯（※1）において、介護保険施設に入所して食費・居住費（部屋代）を負担した結果、次に該当した場合には、市区町村民税が課税世帯であっても申請により負担限度額が第3段階②に軽減されます。

条 件	内 容
次の要件すべてに該当する方 ① 第4段階の食費・居住費の負担をしていること ② 世帯（※1）の年間収入（※2）から施設の利用者負担（自己負担、食費、居住費の年間見込額）を除いた額が80万円以下であること ③ 世帯（※1）の預貯金等の合計額が450万円以下であること ④ 日常生活のために必要な資産以外に利用できる資産がないこと ⑤ 介護保険料を滞納していないこと	左の要件の②に該当しなくなるまで、食費もしくは居住費またはその両方について、負担限度額第3段階②の負担限度額を適用します。

※1 世帯 … 本人が属する住民基本台帳上の世帯（配偶者が別世帯にいる場合、その配偶者を含めます。）

※2 年間収入 … 公的年金等の収入額+合計所得金額（公的年金等に係る雑所得を除く。）

③高額介護（介護予防）サービス費の支給

1か月の利用者負担が一定の上限額を越えるときは、申請に基づき、高額介護（介護予防）サービス費の支給を受けることができます。ただし、利用者負担のうち福祉用具購入費や住宅改修費、施設での食費・居住費や日常生活費、保険給付外のサービス（全額自己負担で利用した介護サービスなど）については高額介護（介護予防）サービス費の対象とはなりません。

高額介護（介護予防）サービス費の支給対象となる方には、申請をお知らせする通知をお送りします。その通知が届きましたら、区役所・地区健康福祉ステーション介護保険担当窓口へ申請してください。

〈高額介護サービス費の自己負担上限額〉

区 分	負担の上限（月額）
現役並み所得者（課税所得が690万円以上）に相当する方がいる世帯の方	140,100円（世帯）
現役並み所得者（課税所得が380万円以上690万円未満）に相当する方がいる世帯の方	93,000円（世帯）
現役並み所得者（市区町村民税課税世帯で課税所得が380万円未満）に相当する方がいる世帯の方	44,400円（世帯）
世帯の全員が市区町村民税を課税されていない方	24,600円（世帯）
<ul style="list-style-type: none"> ・高齢福祉年金を受給している方 ・前年のその他の合計所得金額特別控除後と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方等 	24,600円（世帯） 15,000円（個人）
<ul style="list-style-type: none"> ・生活保護を受給している方 ・利用者負担を15,000円に減額することで生活保護受給者とならない場合 	15,000円（個人） 15,000円（世帯）

※「世帯」とは、住民基本台帳上の世帯員で、介護サービスを利用した方全員の負担の合計の上限額を指し、「個人」とは、介護サービスを利用したご本人の負担の上限額を指します。

④高額医療・高額介護合算制度

医療保険と介護保険のそれぞれに自己負担額がある世帯を対象として、世帯自己負担額の総額が次の表を超える場合に、申請に基づき超過分の金額が「高額医療合算介護（介護予防）サービス費」として支給されます。

※対象となる利用者負担額は毎年8月～翌年の7月までの1年間に支払った医療保険・介護保険の自己負担額（一部負担金）の合計です。

●70歳未満の方の世帯（国保・健康保険など+介護保険）

所得区分	基準額
901万円超	212万円
600万円超 901万円以下	141万円
210万円超 600万円以下	67万円
210万円以下	60万円
低所得者	34万円

※ 所得区分については、加入の医療保険の組合等ご確認ください。

●70歳以上の方の世帯

所得区分	後期高齢者医療制度 （長寿医療制度） + 介護保険	国保・健康保険など + 介護保険 （70歳～74歳の方の世帯）
課税所得690万円以上	212万円	212万円
課税所得380万円以上	141万円	141万円
課税所得145万円以上	67万円	67万円
課税所得145万円未満	56万円	56万円
低所得者Ⅱ	31万円	31万円
低所得者Ⅰ	19万円	19万円

※ 低所得者Ⅱ 世帯全員が市区町村民税非課税の人

※ 低所得者Ⅰ 世帯全員が市区町村民税非課税で、その世帯員の各所得が必要経費・控除額を差し引いたときに0円になる人

高額医療合算介護（介護予防）サービス費の支給対象となる方には、申請をお知らせする通知をお送りします。その通知が届きましたら、毎年7月31日時点でご加入の医療保険担当窓口で申請してください。

⑤要介護旧措置入所者の施設サービス利用者負担減免制度

介護保険制度施行（平成12（2000）年4月1日）前から特別養護老人ホームに入所されている方については、利用者負担の激変緩和措置として介護保険制度施行前の費用徴収額を基本的に上回らないよう、利用者負担と食費・居住費の減免制度が設けられています。

⑥ホームヘルプサービス利用者負担軽減制度

障害者施策によるホームヘルプサービスを利用している方で、次に該当し、利用料の負担が困難な方について、利用者負担が軽減されます。

条 件	軽減内容
次の要件すべてに該当する方 ①障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律によるホームヘルプサービスの利用において境界層該当として定率負担額が0円となっている方 ②平成18(2006)年4月1日以降に次のいずれかに該当する方 ア 65歳になる以前におおむね1年間障害者施策によるホームヘルプサービスを利用しており、65歳になったことにより介護保険の対象となった方 イ 第2号被保険者として要支援・要介護認定を受けた方	0%（全額免除）

⑦社会福祉法人による利用者負担の軽減制度

社会福祉法人が提供する介護サービスを利用している方で、次のいずれかに該当し、利用料の負担が困難な方について、利用者負担が軽減されます。

条 件	軽減内容
a. 次の要件すべてに該当する方 ①介護保険料を滞納していないこと ②市区町村民税世帯非課税であること ③年間の収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること ④預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること ⑤活用できる資産がないこと ⑥負担能力のある親族等に扶養されていないこと	・ 1割負担額の25% （老齢福祉年金を受給している方は50%） ・ 食費・居住費（滞在費・宿泊費）の25% （老齢福祉年金を受給している方は50%）
b. 生活保護受給者	・ 個室居住費（宿泊費）の全額
c. 次の要件すべてに該当する方 ①介護保険料を滞納していないこと ②市区町村民税世帯非課税であること ③収入が少なく生活が著しく困難な方 （46ページの「⑧収入が少なく生活が著しく困難な方に対する利用料減免」の要件と同様です。）	・ 1割負担額の50% ・ 食費・居住費（滞在費・宿泊費）の50%

※ただし、市区町村民税世帯非課税でその他の合計所得金額特別控除後及び公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方が、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、介護老人福祉施設、（介護予防）小規模多機能型居宅介護、複合型サービス、地域密着型介護老人福祉施設を利用している場合は、高額介護サービス費等の自己負担上限額が適用となるため1割負担額については対象となりません。

⑧収入が少なく生活が著しく困難な方に対する利用料減免

⇒ 原則として、1か月の利用料の半額を助成します。

【確認させていただく書類】

世帯全員の収入、資産の分かるもの（例）年金支払通知書・預貯金通帳等

条 件
次の要件すべてに該当する方
①介護保険のサービスを受けている方の属する世帯の実収入見込額が、生活保護法に規定する基準生活費（第1類、第2類及び障害者加算を合算した額）に満たないこと。 （法改正や世帯員数、年齢等によって異なります。） （例1）75歳単身世帯の場合……月收入がおおむね7万5千円以下 （例2）72歳と75歳の夫婦2人世帯の場合……月收入がおおむね11万7千円以下
②世帯全員の預貯金や有価証券の保有について、世帯の高齢者が一人の場合300万円、1人増すごとに150万円を加算した額を超えないこと。
③居住用及び収入を得るため以外の土地・建物を所有していないこと。
④市区町村民税、健康保険において、他世帯の課税者の被扶養者となっていないこと。

⑨認知症対応型共同生活介護の利用者負担の軽減制度

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）を利用している方で、次のいずれかに該当し、利用料の負担が困難な方について、利用者負担が軽減されます。

条 件	軽減内容
a. 次の要件すべてに該当する方 ①介護保険料を滞納していないこと ②市区町村民税世帯非課税であること ③生活保護世帯等でないこと ④年間の収入が単身世帯で150万円、世帯員が1人増えるごとに50万円を加算した額以下であること ⑤預貯金等の額が単身世帯で350万円、世帯員が1人増えるごとに100万円を加算した額以下であること ⑥活用できる資産がないこと ⑦負担能力のある親族等に扶養されていないこと	・家賃、食費、光熱水費を対象に月3万円 ※月3万円未満の場合は、実際に掛かった費用まで軽減する。
b. 次の要件すべてに該当する方 ①介護保険料を滞納していないこと ②市区町村民税世帯非課税であること ③収入が少なく生活が著しく困難な方 （このページの「⑧収入が少なく生活が著しく困難な方に対する利用減免」の要件と同様です。）	